

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は、20 歳から国民年金に加入し、国民年金保険料については、母親が家族の分を全て納付していたはずであり、両親の保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は3か月と短期間であり、申立人は、昭和 47 年 3 月に国民年金手帳記号番号が払い出された以降、申立期間②を除き、同年 4 月から 60 歳までの国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、当該期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、納付意識が高かったことがうかがわれることから、当該期間当時、家計を取り仕切っていたその母親が、家業の従事者として同居していた申立人の当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①について、申立人は、20 歳から国民年金に加入し、保険料を納付していたはずであると主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 3 月 31 日に払い出されていることが確認でき、その時点では、当該期間の大部分は時効により納付できない期間であり、それ以前に申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は

見当たらない。

また、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間①の保険料が納付された記録は見当たらない上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 49 年 2 月に結婚し、同年 4 月からの国民年金保険料については、義母が家族の分を全て納付していたはずであり、義母の保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、結婚後の昭和 49 年 4 月から 60 歳までの国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫の母親は、国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、納付意識が高かったことがうかがわれることから、申立期間当時、家計を取り仕切っていたその母親が、同居していた申立人の申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和29年8月1日に、資格喪失日に係る記録を30年8月1日に、同社C出張所における申立期間②の資格取得日に係る記録を同年8月1日に、資格喪失日に係る記録を31年2月1日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和29年8月1日から30年8月1日まで
② 昭和30年8月1日から31年2月1日まで

昭和30年1月の結婚当時、A株式会社D支店に勤務していたが、その後、E県の同社C出張所に転勤し、31年*月に長男がF市内の病院で生まれた際には、同社の健康保険証を使っていた。

昭和60年に退社するまでA株式会社に継続して勤務し、その間、給料から健康保険と厚生年金保険の保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人の妻が所持する申立人のA株式会社における永年勤続表彰状、申立人が同社を定年退職した昭和60年頃に記載したとみられる履歴書、事業主及び複数の同僚の証言並びに申立期間①の直前まで申立人が勤務していた同社G支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失年月日欄に「29. 8.

1 転」と記載されていることから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和 29 年 8 月 1 日に A 株式会社 G 支店から同社 D 支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①に係る A 株式会社 D 支店は、オンライン記録及び H 市内の事業所記号簿における厚生年金保険適用事業所に見当たらない上、申立期間①当時、同社 D 支店に勤務していたとする複数の同僚は、同社 B 支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから判断すると、申立人の同社 D 支店勤務当時の被保険者資格についても、同社 B 支店において取得していたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人及び同僚の申立期間①前後における社会保険事務所（当時）の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「納付したと想定できる。」としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 8 月から 30 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録、申立人の妻が所持する申立人の A 株式会社における永年勤続表彰状、申立人が同社を定年退職した昭和 60 年頃に記載したとみられる履歴書、事業主及び複数の同僚の証言並びに申立人の妻が、申立期間②当時の A 株式会社 C 出張所長をしていたとする者が当該事業所において被保険者資格を取得していること等から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和 30 年 8 月 1 日に A 株式会社 D 支店から同社 C 出張所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人及び同僚の申立期間②前後における社会保険事務所の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「納付したと想定できる。」としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機

会においても社会保険事務所が申立人に係る当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年8月から31年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和52年9月は12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月14日から平成10年4月5日まで
私は、申立期間についてA有限会社に勤務していた。私が所持している給料支払明細書の支給額合計（総支給額）とねんきん定期便の標準報酬月額の記録が違っているので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額と給与支給額との相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和52年9月は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 5 月、同年 7 月、44 年 1 月、同年 3 月、同年 4 月、同年 6 月から 47 年 3 月までの期間、同年 5 月から 52 年 8 月までの期間及び同年 10 月から平成 10 年 3 月までの期間については、給料支払明細書上の報酬月額及び保険料控除額に基づくいずれか低い方の標準報酬月額が、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致又は低い額となっていることから、当該期間について、記録訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、給料支払明細書が無い昭和 43 年 3 月、同年 4 月、同年 6 月、同年 8 月から同年 12 月までの期間、44 年 2 月、同年 5 月及び 47 年 4 月については、給料支払明細書がある前後の月における厚生年金保険料控除額と同額の保険料が控除されていたと推認できるところ、給料支払明細書上の報酬月額及び保険料控除額に基づくいずれか低い方の標準報酬月額が、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額よりも低い額となっていることから、当該期間について、記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月4日から47年1月25日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を46年9月4日に、資格喪失日に係る記録を47年1月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月4日から47年1月27日まで

私は、船員手帳に記載されているとおり、B氏所有の船舶Cに昭和46年9月4日から47年1月27日まで乗船し、乗組員として漁に従事したが、この期間の船員保険加入記録が無いのは納得できないので、船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、船舶Cに乗組員として乗船していたことが確認できる。

また、申立人が所持する船員手帳に記載されている船舶Cの船長は、申立期間の船員保険被保険者資格を船舶所有者A氏において取得していることが確認できるほか、同船舶所有者において申立期間当時の船員保険被保険者記録がある者8人に照会したが、回答があった6人全員が船舶Cに乗船し、そのうち5人は、船員手帳記載の船舶Cの所有者がB氏と記載されていると回答している。

さらに、申立期間当時、船舶Cに乗船していたとする複数の同僚の回答から、当時の乗組員数は13人から14人程度とみられるところ、船舶所有者A氏の船舶所有者別被保険者名簿によると、申立期間の被保険者は13人で同僚の証言とほぼ一致していることから、当時の乗組員のほぼ全員が

船員保険に加入していたことがうかがえる。

なお、船舶所有者A氏の夫であり、船舶Cの所有者でもあるB氏は、「船舶Cの船員雇用及び保険加入等の手続は私がやっていたが、船員保険には全員加入させていた。」旨証言している。

加えて、船員手帳記載の雇入年月日とオンライン記録の船員保険被保険者資格取得日が一致している同僚が確認できることから、申立人の資格取得日についても船員手帳記載の昭和46年9月4日とすることが妥当であり、資格喪失日については、複数の同僚の資格喪失日が47年1月25日となっており、このうち船員手帳記載の雇止年月日が申立人と同日の同年1月27日となっている同僚が確認できることから、申立人の資格喪失日についても、同年1月25日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月4日から47年1月25日までの期間に係る船員保険料を事業主（船舶所有者A氏）により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じ仕事をしてきたとする乗組員の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間当時の船舶所有者別被保険者名簿の被保険者証の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、平成7年8月及び同年9月を26万円、同年10月を28万円、同年11月から8年1月までを26万円、同年2月及び同年3月を28万円、同年4月及び同年5月を26万円、10年10月から11年8月までを24万円、同年9月を26万円、同年10月から12年6月までを28万円、同年7月から14年6月までを30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②から⑤までに係る標準賞与額については、平成17年8月13日を40万4,000円、同年12月28日を41万円、19年8月10日を38万2,000円、同年12月29日を37万6,000円とすることが必要である。

なお、申立期間②及び③について、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

また、申立期間④及び⑤について、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月1日から20年6月21日まで
② 平成17年8月13日
③ 平成17年12月28日
④ 平成19年8月10日
⑤ 平成19年12月29日

株式会社Aにおける厚生年金保険加入期間の標準報酬月額について、支払われた給与と比べて、標準報酬月額が低いことが分かった。

支払われた給与に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

また、株式会社Aから平成17年8月及び同年12月、19年8月及び同年12月の賞与支給を受けているが、記録されていないことが分かった。

賞与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、賞与支給の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された株式会社A発行の給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成7年8月及び同年9月を26万円、同年10月を28万円、同年11月から8年1月までを26万円、同年2月及び同年3月を28万円、同年4月及び同年5月を26万円、10年10月から11年8月までを24万円、同年9月を26万円、同年10月から12年6月までを28万円、同年7月から14年6月までを30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成8年6月から10年9月までの期間及び14年7月から20年5月までの期間については、上記給与明細書により、当該期間に係る申立人の給与支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも一貫して高額であることが確認できることから、株式会社Aでは、従業員に支払った給与額よりも低い額の報酬月額を社会保険事務所（当時）へ届け出ることが常態となっていたと推認できるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は超えていないことから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が申立人の申立期間①のうち、平成7年8月から8年5月までの期間及び10年10月から14年6月までの期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑤までの賞与について申し立てしているところ、申立人から提出された株式会社A発行の賞与明細書により、当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、当該期間の標準賞与額は上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は40万4,000円、申立期間③は41万円、申立期間④は38万2,000円、申立期間⑤は37万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該賞与に係る届出を行っていたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、申立期間②及び③について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

さらに、申立期間④及び⑤における、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成18年10月から20年12月までの保険料納入告知額・領収済額通知書を提出し、申立期間④及び⑤の厚生年金保険料を納付したと主張しているが、同通知書に記載された領収済額は、株式会社Aの全被保険者に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の合計額と一致している上、申立期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表により、事業主が当該期間について賞与を支給しない旨及び当該期間の賞与支払予定が無い旨の届出を社会保険事務所に行ったことが確認できることから、申立期間④及び⑤について、申立人の賞与明細書において確認できる保険料控除額に見合う賞与額を届け出していないと認められる。

その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年3月27日から同年4月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B工場における資格取得日に係る記録を同年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月から同年4月3日まで
② 昭和54年9月29日から同年10月1日まで

私は、昭和53年3月にA株式会社B工場に入社し、昭和54年9月末日まで勤務した。

しかし、自分の年金加入記録を確認したところ、昭和53年3月及び54年9月が年金加入期間に反映されていないことが分かった。

各申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたのは事実なので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間において給与計算事務の担当であったとする者は、「申立人が正社員として入社したのは昭和53年4月3日だが、同年3月からアルバイトとして勤務しており、勤務日数及び勤務時間は正社員と同様の取扱いであった。」と証言している。

また、申立人は、「大学の卒業式が終わってから引っ越し、A株式会社に勤務し始めた。」としているが、申立人が卒業したとする大学に照会したところ、申立人が当該大学を卒業した年度の卒業式は昭和53年3月24日（金曜日）に執り行われたことが確認できることから、申立人は、同年3月27日以降、同社に勤務していたと認められる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、A株式会社において昭和53年4月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、54年9月29日に同資格を喪失しているが、申立人が所持しているA株式会社に係る53年4月分の給与明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所が翌月控除で給与計算事務を行っていることと回答していることから、同年4月分の給与から控除されている厚生年金保険料は同年3月分であると認められる。

また、昭和53年3月の標準報酬月額については、申立人に係る同年4月分の給与明細書に記載された報酬月額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は同年3月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人が所持している当該事業所に係る昭和54年9月分及び同年10月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった給与支払報告書（個人別明細書）によれば、申立人の退職日は昭和54年9月28日とされており、雇用保険の加入記録と一致している。

また、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であった18名に照会したが、申立人の退職日についての回答が得られない上、A株式会社へ照会したが、申立人に係る資料は保管されておらず、申立人の申立期間②に係る勤務実態を確認することができない。

厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和54年9月29日であり、申立人の主張する同年9月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間②に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が昭和 54 年 9 月の厚生年金保険料を事業主により同年 10 月分の給与から控除されていることが確認できるが、申立期間②について、申立人は、当該事業所に被保険者として使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から 63 年 9 月まで

私は、昭和 62 年 12 月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、63 年 4 月に納付し、以後遅れながらも納付していた。

保険料は、区役所又は金融機関において納付書に現金を添えて納付していたはずであり、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月に国民年金保険料を納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 6 月 30 日に払い出されていることが確認できる上、A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によると、被保険者資格取得に係る処理日が同年 6 月 6 日と確認できることから、申立人は、同年 6 月頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立人が保険料を納付したと主張する時期（昭和 63 年 4 月）に納付書が発行されたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料は、時効後に納付されたことに伴い、過誤納保険料となったため、時効消滅していなかった未納期間である平成元年 1 月から同年 3 月までの保険料に充当処理が行われており、その決議年月日は 2 年 12 月 7 日であることが確認できる。このことから、申立人が昭和 63 年 7 月から同年 9 月までの保険料を納付した時点において、申立期間のうち、同年 6 月以前の保険料については、既に時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）においても、申立

期間は未納期間とされており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立期間において、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年4月まで

私は、申立期間の国民年金保険料をA町役場（現在は、B市役所）で納付したはずであり、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であることが確認できるところ、印紙検認方式においては、国民年金手帳の所定欄（国民年金印紙検認台紙。以下「検認台紙」という。）に国民年金印紙を貼付することにより保険料を納付することとされており、市町村では、印紙が貼付されている場合に同手帳の印紙検認記録欄に検認印を押すこととされているほか、被保険者から同手帳の提出があった場合に、検認台紙があるときは、同台紙を同手帳から切り離し、社会保険事務所（当時）に送付することとされている。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳をみると、昭和36年度及び37年度の印紙検認記録欄に国民年金保険料を納付したことを示す検認印は押されていない。

また、申立人は、共済組合に加入する夫と婚姻したため、昭和37年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失したとみられるところ、申立期間当時の国民年金に係る事務取扱準則によれば、被保険者がその資格を喪失した場合、資格喪失日の属する年度分の検認台紙に契印を押した上で、国民年金手帳から切り離すこととされているが、申立人が所持する手帳をみると、昭和37年度の検認台紙に契印が押されて切り離されていることが確認でき、当時の事務の取扱いからみて不自然さはいくつかあらず、ほかに国民

年金保険料が納付されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、B市の「国民年金被保険者記録票」（電子データ）によると、昭和36年4月から37年3月までの期間は未納期間、同年4月は未加入期間となっており、これらの記録は、オンライン記録とも一致している。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から58年9月まで
将来のことを考えて、転職の間の国民年金保険料は短期間であってもきちんと納めていた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、昭和53年7月10日に国民年金被保険者資格を喪失して以降、平成3年2月1日に同資格を再取得するまでの間、国民年金の加入記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、申立人は、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月27日に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間の前に2回、申立期間の後に1回、国民年金に加入して国民年金保険料を納付しているが、これらはいずれも強制加入期間とされている。一方、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入していた期間であることから任意未加入期間とされており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月及び同年4月
会社を退職した平成4年3月頃にA町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年3月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の2番前の者が、6年8月27日に20歳で国民年金被保険者資格を新規取得していることから、同年8月以降に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認されるところ、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日として「平成6年8月16日」と記載されていることが確認できる。このことから、申立人が国民年金に加入した当時は、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていたため、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によれば、平成4年3月20日の国民年金被保険者資格の取得記録及び同年5月1日の同資格の喪失記録は、8年7月10日になって追加処理されたものであり、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2423 (事案 160 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 26 日から同年 3 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 3 月に A 株式会社に入社し、すぐに同社 B 工場（事業所名は、C 株式会社。現在は、株式会社 D の B 工場）に転勤となり、そのまま同工場で勤務していたが、地元で働きたいと考え、37 年 2 月 26 日から同年 2 月 28 日までにかけては、C 株式会社を辞めるため E 県から F 県にある A 株式会社に出向き、退職の辞令をもらい、同年 3 月 1 日から G 県 H 市の I 株式会社（現在は、J 株式会社）に勤務した。

社会保険事務所（当時）に記録照会したところ、昭和 37 年 2 月の厚生年金保険の記録が無いとのことであった。

C 株式会社を退職する際に、厚生年金保険の記録は切れないようにしてであると当時の労務担当者から聞いていたので、記録が無いのはおかしい。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が I 株式会社における資格取得年月日が昭和 37 年 2 月 26 日であったと主張しているところ、i) J 株式会社が保管していた「社員台帳」における申立人の当該事業所の入社年月日は昭和 37 年 3 月 1 日となっていること、ii) 健康保険厚生年金保険被保険者原票及び雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和 37 年 3 月 1 日となっていること、iii) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いことなどから、当委員会は申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成 20 年 6 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てについては、C 株式会社の資格喪失日が昭和 37 年 3 月 1 日であると主張しているが、株式会社 D の B 工場が保管していた申立人に係る「失業保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、申立人の離職日は昭和 37 年 2 月 26 日となっており、申立人が同年 2 月 28 日まで C 株式会社に勤務していたことは確認できない。

また、C 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間に被保険者資格を取得し、所在が確認できる同僚 13 名に照会したところ、10 名から回答があり、このうち 3 名は申立人を知っているとしているが、申立人の退職日を特定できる証言を得ることはできず、申立人が一緒に勤務していたとして挙げた 2 名の同僚及び同社 B 工場で社会保険事務を担当していた労務担当者の姓は、同原票にそれぞれ見られるものの、1 名は亡くなり、ほかの 2 名は住所不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 10 月 9 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については加入記録が無いとの回答があった。昭和 40 年 4 月から A 事業所に勤務し、同年 10 月に共済組合に加入するまでの期間に厚生年金保険の加入記録がある人もいと聞いている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された履歴事項の証明書により、申立人が、申立期間において、A 事業所に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 6 年 6 月 1 日であり、申立期間に適用事業所となっていた事実が確認できない。

また、申立人が同じ時期に A 事業所に雇用されたとして氏名を挙げている同僚二人についても、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していた記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
昭和 44 年 7 月末に株式会社Aを退職する際に、同社に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金の支給を受けたが、申立期間に勤務していたB株式会社C支社については脱退手当金を受給した記憶は無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aを退職する際に、同社に係る厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給したが、申立期間に係る脱退手当金については受給していないと主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、昭和 44 年 10 月 20 日に支給決定された脱退手当金は、B株式会社C支社に係る申立期間と株式会社Aの厚生年金保険被保険者期間とを合わせて支給されていることが確認できる上、両社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の請求を受け付けたことを示す受付印が確認でき、その受付年月日は、いずれも 44 年 8 月 14 日であることから、両社の脱退手当金が合わせて請求された状況がうかがえる。

また、脱退手当金の支給金額は、両社を合わせた金額であり、計算上の誤りは無く、株式会社Aの厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 44 年 8 月 1 日）から約 3 か月後に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。